

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の数値目標達成状況

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 目標値

項目	数値	備考
【指標】 地域生活移行者数	【目標値】 39人	平成30年度から平成32年度（令和2年度）末までの地域生活移行者数の目標
【参考】 基準となる施設入所者数	623人	平成28年度末の施設入所者数

≪目標値の考え方≫

平成24年度から28年度の5年間の地域生活移行者数の平均値（8%）を基に、国の指針に基づき、平成29年度から平成32年度（令和2年度）までの4年間で、平成28年度末の施設入所者623人のうち52人（1年あたり13人）が地域生活へ移行することを見込みました。

平成30年度から32年度までの3年間を計画期間とする本計画においては、上記の見込みのうち3年分にあたる39人が平成32年度（令和2年度）末までに地域生活へ移行することを目指します。

(2) 実績

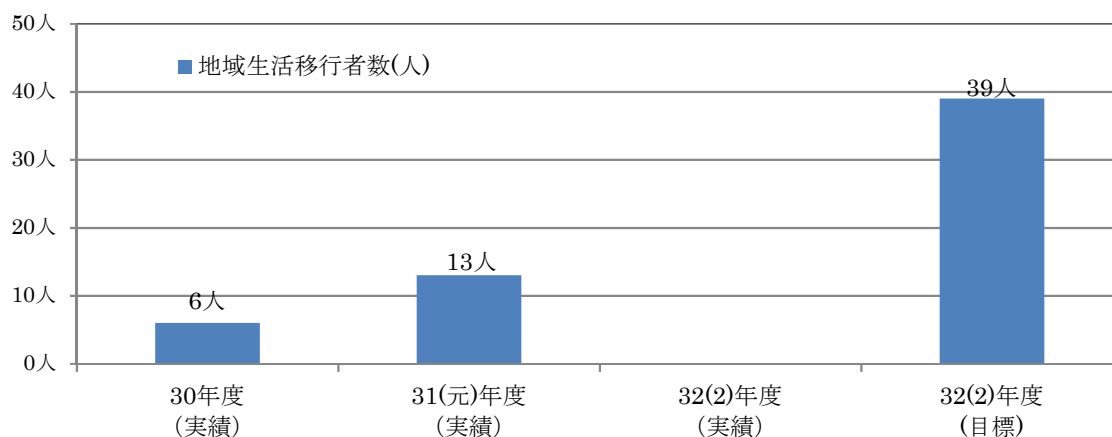
① 上記623人のうち、GH等への地域生活移行者数

	30年度	31(元)年度	32(2)年度
移行者数	6人	13人	人

② 施設入所者数の推移

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31(元)年度
入所者数	628人	621人	623人	615人	621人	610人

地域生活移行者数(累計)



2 福祉施設から一般就労への移行

(1) 目標値

項目	数値	備考
【指標】 平成32年度(令和2年度) の年間一般就労移行者数	【目標値】 154人	平成32年度(令和2年度)において福祉施設等を退所し、一般就労する障がい者数
	1.1倍	平成28年度の移行者数との比較
【参考】 年間一般就労移行者数の 過去最大実績	140人	平成28年度において福祉施設等を退所し、一般就労した障がい者数

≪目標値の考え方≫

平成32年度(令和2年度)に年間一般就労移行者数の過去最大実績(平成28年度:140人)の1.1倍(154人)以上が、福祉施設等から一般就労に移行することを目標とします。

(2) 実績

① 一般就労移行者数

	30年度	31(元)年度	32(2)年度
移行者数	148人	144人	人

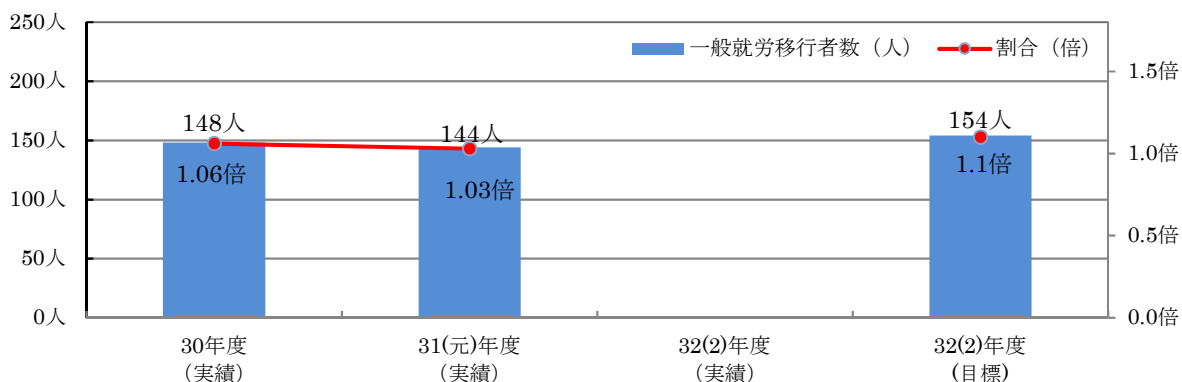
② 平成28年度の一般就労移行者数(140人)との比較

	30年度	31(元)年度	32(2)年度
割合	1.06倍	1.03倍	倍

③ 一般就労移行者数の推移

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31(元)年度
移行者数	125人	116人	140人	130人	148人	144人

一般就労移行者数と割合



3 就労移行支援事業の利用者数

(1) 目標値

項目	数値	備考
【指標】 平成32年度(令和2年度) の就労移行支援事業の 利用者数	【目標値】 185人	平成32年度(令和2年度)末において就労移行支援事業を利用した者の数
	20%	平成28年度末の就労移行支援利用者数と比較した増加率
【参考】 平成28年度末の就労移 行支援事業の利用者数	154人	平成28年度末において就労移行支援事業を利用した者の数

《目標値の考え方》

平成32年度(令和2年度)末における就労移行支援事業の利用者を、平成28年度末の利用者数(154人)と比較し2割増以上(185人)にすることを目指します。

(2) 実績

① 就労移行支援事業の利用者数

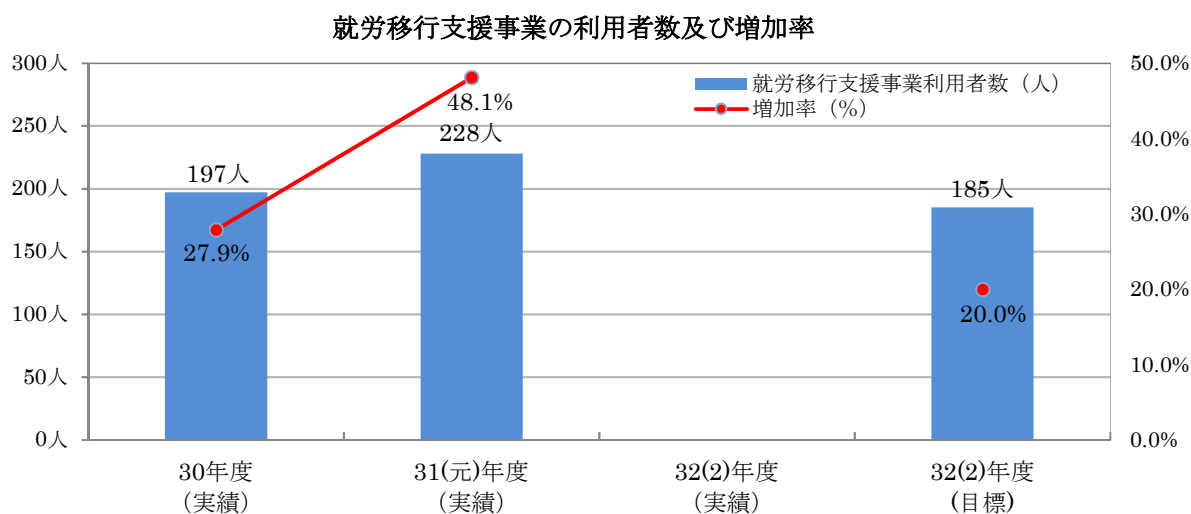
	30年度	31(元)年度	32(2)年度
利用者数	197人	228人	人

② 平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数(154人)と比較した増加率

	30年度	31(元)年度	32(2)年度
増加率	27.9%	48.1%	%

③ 就労移行支援事業の利用者数の推移

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31(元)年度
利用者数	191人	174人	154人	176人	197人	228人



4 就労移行率の3割以上の事業所の割合

(1) 目標値

項目	数値	備考
【指標】 平成32年度(令和2年度) の就労移行率3割以上の 事業所の割合	【目標値】 50%	平成32年度(令和2年度)末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率3割以上の事業所の割合

≪目標値の考え方≫

平成32年度(令和2年度)末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率3割以上の事業所の割合が50%以上になることを目指します。

(2) 実績

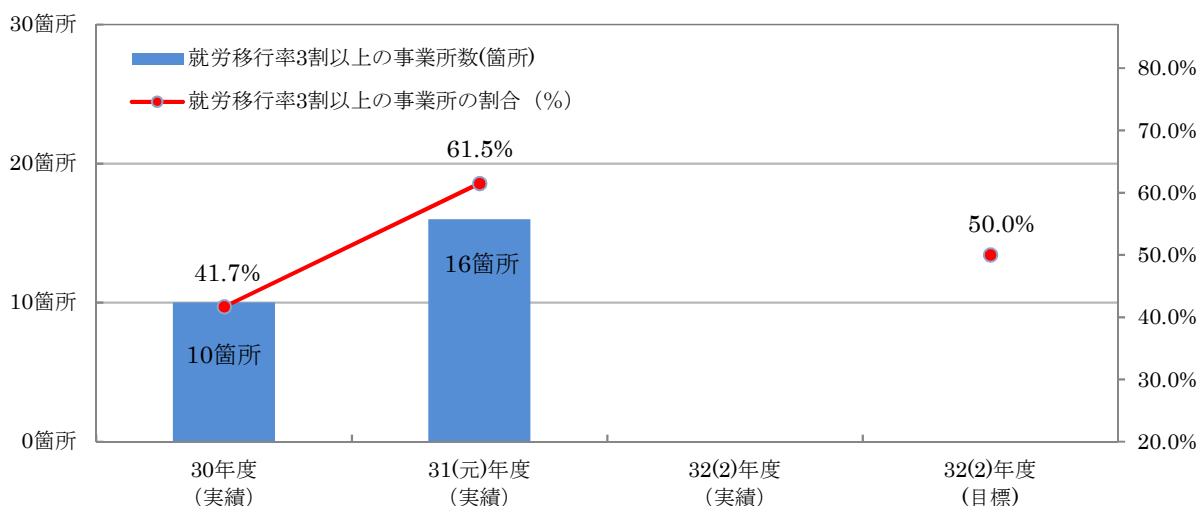
① 就労移行率3割以上の事業所割合

	30年度	31(元)年度	32(2)年度
就労移行支援事業所数(a)	24箇所	26箇所	箇所
就労移行率3割以上の 事業所数(b)	10箇所	16箇所	箇所
割合 (b/a)	41.7%	61.5%	%

② 就労移行支援事業所数の推移

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31(元)年度
事業所数	20箇所	21箇所	21箇所	23箇所	24箇所	26箇所

就労移行率3割以上の事業所数及び割合



5 就労定着支援利用による職場定着率

(1) 目標値

項目	数値	備考
【指標】 平成32年度(令和2年度) の職場定着率	【目標値】 80%	平成32年度(令和2年度)末において、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率の割合

《目標値の考え方》

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場に定着している人の割合が80%以上となることを目指します。

(2) 実績

① 1年後に職場に定着している人の割合

	30年度	31(元)年度	32(2)年度
就労定着支援事業の利用者数(a)	51人	83人	人
1年後に職場に定着している利用者数(b)	38人	人	人
割合 (b/a)	74.5%	%	%

※平成30年10月開始

6 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 目標

項目	目標
平成32年度(令和2年度)末における市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場	有

《目標の考え方》

平成32年度(令和2年度)末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

(2) 実績

設置の有無

	30年度	31(元)年度	32(2)年度
設置の有無	有	有	

※既存の会議(精神障がい者の地域生活を考える関係機関連絡会運営委員会)を活用しているが、新たな参加者や具体的な協議内容等について現在検討中。

7 地域生活支援拠点の整備

(1) 目標

項目	目標
【指標】 平成 32 年度（令和 2 年度）末時点の地域生活支援 拠点等の有無	有

《目標の考え方》

平成 32 年度（令和 2 年度）末までに、地域生活支援拠点等が少なくとも 1 カ所以上ある状態を目指します。

(2) 実績

整備の有無

	30 年度	31(元)年度	32(2)年度
整備の有無	有	有	

8 児童発達支援センターの設置数

(1) 目標

項目	目標
【指標】 平成 32 年度（令和 2 年度）末時点の児童発達支援 センターの有無	有

《目標の考え方》

平成 32 年度（令和 2 年度）末までに、児童発達支援センターが少なくとも 1 カ所以上ある状態を目指します。

(2) 実績

設置の有無

	30 年度	31(元)年度	32(2)年度
設置の有無	有	有	

9 保育所等訪問支援の利用体制

(1) 目標

項目	目標
【指標】 平成 32 年度（令和 2 年度）末時点の保育所等訪問支援の有無	有

《目標の考え方》

平成 32 年度（令和 2 年度）末時点までに、保育所等訪問支援のサービスを提供する事業所が少なくとも 1 カ所以上ある状態を目指します。

(2) 実績

支援の有無

	30 年度	31(元)年度	32(2)年度
支援の有無	無	有	

10 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保

(1) 目標

項目	目標
【指標】 平成 32 年度（令和 2 年度）末時点における主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの有無	有

《目標の考え方》

平成 32 年度（令和 2 年度）末時点において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所が少なくとも 1 カ所以上ある状態を目指します。

(2) 実績

設置の有無

	30 年度	31(元)年度	32(2)年度
設置の有無	有	有	

1 1 医療的ケア児に対する支援

(1) 目標

項目	目標
【指標】 平成 30 年度末時点の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の有無	有

《目標の考え方》

平成 30 年度末までに、医療的ケア児への適切な支援について、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを目指します。

(2) 実績

設置の有無

	30 年度
設置の有無	有

1 2 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及・啓発

(1) 目標値

項目	数 値	備考
【指標】 平成 32 年度（令和 2 年度）の条例認知度	【目標値】 20%	平成 32 年度（令和 2 年度）に一般の市民を対象としたアンケートを実施し、条例認知度を調査
【参考】 平成 29 年度の条例認知度	15.4%	平成 29 年度に障がいのある人から約 5,000 人を抽出し調査

《目標値の考え方》

平成 28 年 4 月、障害者差別を解消し誰もが安心して暮らすことができる共生社会実現に向けて施行した「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の普及・啓発を図り、平成 32 年度（令和 2 年度）の認知度を 20%以上とすることを目指します。

(2) 取り組み状況

バス停における障がい者アートの展示のほか、令和元年 9 月 15 日から令和元年 10 月 26 日まで、連節バス車内の広告スペースに「バスなか美術館」と題して障がい者アートを展示しました。また、令和元年 9 月 15 日から令和元年 11 月 30 日まで榎谷小路に面する金融機関のショーウィンドウを活用して、障がい者アートを展示しました。

そのほか、イオンモール新潟南における特設ブースでの周知啓発や新潟市成人式における周知啓発用物品の配布等を行い、障がい福祉や共生社会づくりに触れたことのない市民に対しても周知啓発を実施しました。なお、上記イオンモール新潟南特設ブースを訪れた市民に対して条例の認知度を調査したところ、認知度は 31.4%でした。

1.3 学校等への相談機関等の周知

(1) 目標

項目	目標
【指標】 各種学校への障がい福祉に関する相談機関等の周知	全校に実施

《目標の考え方》

各種学校において教師等が相談を受けた際、適切な支援機関やサービスを案内しやすいよう、市内の小・中・高等学校、専門学校、大学等に対し、障がい福祉サービスの種類や、相談先窓口などの情報を毎年度提供します。

(2) 実績

実施の有無

	30年度	31(元)年度	32(2)年度
実施の有無	有	—	

※平成30年度に「新潟市発達障がい児者支援体制概要」を作成し、各学校へ情報提供。内容に更新事項等があった際に、改めて情報提供を行う。